

1 生涯学習

【現状と課題】

社会経済情勢が大きく変化し、ライフスタイルや生活課題がますます多様化する中で、一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

平成18(2006)年に教育基本法が改正され、生涯学習の理念が新たに規定されました。また、平成20(2008)年には、社会教育法が改正され、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備が行われました。

本市では、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民が生涯を通じて学習の機会を選択し、様々な知識や技術を習得し、人格を磨く「ともに学んで生きるまち」の実現を目指して、様々な学習情報の提供や関係団体と連携した学習イベントの開催などに取り組んできました。

今後も、市民一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする力を養い、学習成果を生かしていくことが可能となるよう、生涯学習の充実を図る必要があります。

【基本方針】

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図ります。



新緑祭

【基本施策】

(1) 生涯学習推進体制の整備

「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民の主体的な学習活動の支援に向け関連機関・諸団体との連携を図り、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援し、市民との連携により生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

生涯学習活動を支援する各分野の講師や指導者の発掘に努め、特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の参加を促進するなど生涯学習人材登録制度の充実を図ります。

また、学習活動団体相互の交流や活動の支援を図るとともに、自立的な活動を行う団体・グループの育成に努めます。

さらに、インターネットの活用をはじめ、様々な媒体を利用した生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。

(2) 生涯学習の環境整備

生涯学習機会の充実を図るために、学習情報・機会の提供や地域の生涯学習拠点としての市民センターや図書館機能の充実と利用促進、学習要望の把握、学習成果の発表の場として生涯学習イベントの開催など、学習環境の整備に努めます。

また、市民一人ひとりが生涯にわたり学習することができる各種講座、講演会等を実施するとともに、市民の要望に応じて職員などを講師として派遣する「生涯学習まちづくり出前講座」を実施します。

さらに、市民の学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開していく循環型の生涯学習を進めます。



2 歴史・文化・芸術

【現状と課題】

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、交流を活発化させるなど、生活に欠かせない重要な要素です。

また、地域の歴史や先人たちが果たしてきた役割などに触れることで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

本市には、2点の国宝をはじめとする文化財、天然記念物や史跡など、有形・無形の貴重な文化財が多数存在しています。

貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財保護審議会委員等と連携して、文化財の保護を進めるとともに、新たな遺跡の発掘・調査、目録の整備や更新を行っています。

文化・芸術については、市民会館を拠点とした市民劇場や青梅市総合文化祭の開催など、芸術鑑賞や発表の機会づくりに努めているほか、アートによるまちづくり活動も展開されており、市内外からの集客交流の促進とともに、多くの市民が参画する文化芸術活動が展開されています。

市民会館、郷土博物館、美術館などの文化芸術施設全体のあり方をはじめ、他市にはない多数の文化財や伝統芸能の活用などが課題となっています。

文化財の適切な保存・活用と文化芸術活動拠点のあり方を検討し、より多くの人々が本市の歴史や文化などにふれあえる文化芸術活動の発表の場や機会を増やしていく必要があります。

【基本方針】

市民一人ひとりが自らの暮らすまちの歴史や文化を理解し、郷土を愛し、誇りをもって生活することができる心豊かな文化の香り高いまちを目指し、地域の文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民誰もが参加し触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備を図ります。

【基本施策】

(1) 文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進

指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても、調査・研究に努めます。

さらに、文化財ボランティアなど、市民と行政が一体となった文化財の保存・活用に取り組み、文化遺産の魅力を生かしたまちづくりを推進します。

(2) アートによるまちづくりの推進

アート関連団体、青梅商工会議所、青梅市観光協会との連携を強化し、文化、教育、観光の振興に向け、市内の美術関連の地域資源を活用したアートによるまちづくりを推進します。

また、東京都内から優れた新人画家発掘を目指す公募展「ビエンナーレOME」を継続して実施するなど、芸術活動の支援を図ります。

さらに、市内各所にアート関連の作品を点在させ、街中の回遊性向上と各施設の利用者増加を図ります。

また、市民・関係団体と連携し、文化施設における協働事業の開催を図ります。

(3) 市民文化・芸術活動の振興

青梅市文化団体連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保を進め、市民の自主的な文化芸術活動の一層の活性化を促進します。

また、総合文化祭をはじめ、コンサート、各種講演会などの文化行事の企画、開催および内容の充実など、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する場づくりや機会の充実に努めます。

(4) 文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築

市民会館、郷土博物館、美術館など文化芸術活動拠点の老朽化等に対応するため、新たな文化芸術活動の拠点施設となり、様々な機能を有する複合施設としての新生涯学習施設と市民ホールの建設を検討するなど文化芸術施設全体のあり方を再構築します。

また、東部地区における東京都立の文化施設の設置促進について、引き続き東京都へ要請します。

3 図書館

【現状と課題】

本市の図書館は、平成20(2008)年に開館した中央図書館と市内9館の分館で構成されており、市民の生涯学習の拠点として市内全域でサービスを行うとともに、西多摩地域や飯能市、入間市との相互利用を行い広域的な連携も進めています。

また、平成26(2014)年に策定した「第三次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもの読書活動を推進するとともに、図書館の利用に障害のある方々に対する読書活動を支援しています。

平成28(2016)年度からは、指定管理者制度を活用し、機能やサービス面において新たな市民ニーズに適切にこたえられる図書館づくりを進めています。

今後は、身近な図書館として様々な図書や視聴覚資料などを収集・保存・提供するとともに、子どもの読書活動の推進のため学校および学校図書館等と連携していく必要があります。

【基本方針】

図書館は幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする様々な資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用者に応じたサービスを提供します。

また、本市の歴史を未来に伝えるため、地域資料や行政資料の収集等に努めます。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し一体的な運用を図るとともに、特色のある図書館づくりを推進します。

図書館妖怪 す～のん



体長15cmで、閉架書庫の本の中に住んでいる。300才ぐらいで甘いお菓子が大好き。珍しいもの、変わったものを見つけると、すぐに閉架書庫を抜け出してしまふ。たま～に、住んでいる本と共に貸し出されてしまふ事もある。よび出し方・青梅締め1回後に「のんのん」と唱える。

【基本施策】

(1) 図書館資料の充実

子どもから高齢者まで誰でも利用できる図書館を目指し、幅広い分野の図書や視聴覚資料、電子資料等の充実を図ります。

また、本市に関する地域資料・行政資料の充実を積極的に図ります。

(2) 図書館サービスの充実

必要な情報・資料などを求める市民に対して、レファレンスサービス[※]などを通し適切な資料や情報を提供します。

また、図書館が市民にとってより身近な施設となるように講演会や講座を開催するとともに、情報発信機能の充実を図ります。

さらに、デジター図書(デジタル録音図書)や大活字本、対面朗読サービスの実施など、読書活動の支援を充実し、図書館の利用に障害のある方に対するきめ細かなサービスの提供を通して魅力ある図書館を目指します。

(3) 子どもの読書活動の支援

「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもたちに本との出会いを提供するとともに、講座の実施やブックリストの配布などの取組を進め、家庭、学校および地域などが協力し、多様な読書体験を通して読書の楽しさや素晴らしさを実感できるよう、読書環境の充実を図ります。

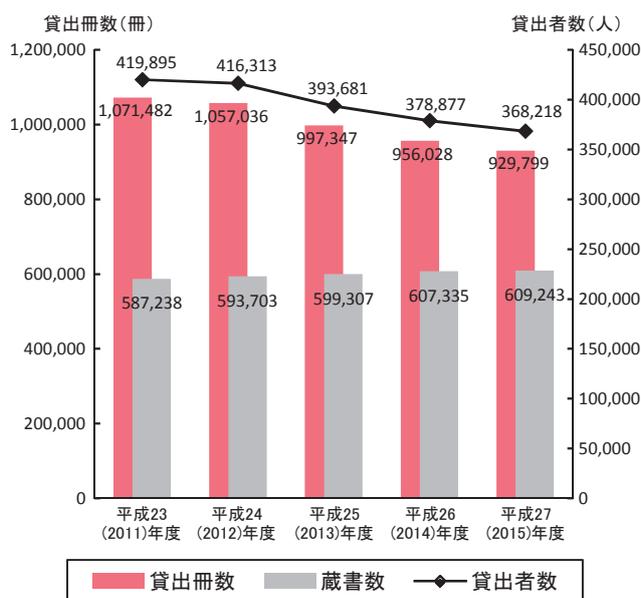
(4) 図書館ネットワークの充実

中央図書館およびネットワークで結ばれた分館を地域の拠点として充実を図ります。また、インターネットなどの情報通信の活用を図るとともに、市内小・中学校図書館との連携を推進します。

(5) 運営方法等の検討

図書館の管理運営体制については、指定管理者制度による開館サービスの更なる向上や、特色ある分館づくりを推進します。

図書館貸出者数・貸出冊数・蔵書数の推移



※レファレンスサービス：図書館利用者が課題解決や学習、調査、研究のための資料、情報を求める際、図書館職員が最適な資料や情報を検索、提供、回答するなどして援助するサービスのこと。

4 スポーツ・レクリエーション

【現状と課題】

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、市民同士の交流を促し、健康で活力ある生活と地域社会を育むものとして、重要な役割を担っています。

国では、スポーツを取り巻く環境や人々の意識が変化する中、平成23(2011)年に、これまでのスポーツ振興法を改正して新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本市では、これまで「青梅市スポーツ振興計画」にもとづき、生涯スポーツ社会の実現に向け、行政、市民、スポーツ関係団体等が協働してスポーツの振興に取り組んできました。

施設としては、総合体育館をはじめ、永山公園総合運動場などの屋外体育施設、東原公園水泳場などの水泳場がスポーツ活動の拠点になっているとともに、各地域においては市民センター体育館、運動広場、学校施設の校庭および体育館などがあり、スポーツ活動とともに、地域での交流にも活用されています。

今後は、地域スポーツクラブの育成をはじめ、有酸素運動の普及などスポーツ活動による健康づくり、本市の自然環境を生かしたスポーツの推進を図る必要があります。また、老朽化が進んでいる体育施設も多く見られることから、施設のあり方も含め検討していく必要があります。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツの更なる振興が求められています。

【基本方針】

「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるまち」の実現を目指し、スポーツ・レクリエーションの活動の機会や場所を提供することにより、市民の健康維持・増進に努めます。

また、既存体育施設のあり方について検討するとともに、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、各体育施設の適切な運営や維持管理に努めることにより、スポーツの推進を図ります。

【基本施策】

(1) 青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進

「青梅市スポーツ推進計画」にもとづき、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的、計画的に推進します。

また、本市に合った地域スポーツクラブを育成し、市民の自主的・自律的スポーツ活動を推進します。

さらに、市民体育大会など各種大会の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで誰でも楽しめるスポーツイベントや軽スポーツの普及などを進めます。

また、ハイキング、登山、カヌーなどの豊かな自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの推進をはじめ、ウォーキング、スイミングなどの有酸素運動の普及、ライフステージに応じたスポーツ活動による健康づくりなど一人ひとりの健康状態に合わせた継続的な運動指導ができる体制づくりを進めます。

(2) 体育施設の整備と管理運営の充実

既存スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の整備・充実を計画的に進めていくとともに、総合体育館等への指定管理者制度の導入の検討など管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

また、学校施設での体育施設開放とともに、民間温水プール開放事業や市内立地の大学・企業等との連携など民間体育施設の利用を図ります。

さらに、西多摩地域等の周辺市町村との体育施設の相互利用等を検討します。



青梅マラソン



カヌー競技

5 都市間交流

【現状と課題】

交通・通信手段の発達等により、人・物・文化・情報の交流が拡大しており、経済活動から市民生活に至るまで、国内外との交流が活発化しています。

国際交流については、本市では昭和40(1965)年にドイツのポッパルト市と姉妹都市提携を結び、青少年友好親善使節といった両市による取組のほか、青梅ポッパルト友好協会の活動など市民を主体とした国際交流が活発に行われており、平成27(2015)年度には、姉妹都市提携50周年を迎えました。

また、平成32(2020)年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ドイツ連邦共和国を相手国としたホストタウン[※]に登録されたことから、これを契機としてより活発な交流を推進することが重要です。

市内では、数多くの団体が国際交流活動を展開しています。

今後は、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベントなどを通じた国際交流を図るとともに、国際交流を行っている団体の活動を支援し、市民主導型の国際交流を進める必要があります。

国内交流については、平成21(2009)年に杉並区と交流協定を締結し、自治体主催の様々な交流イベントへの相互参加を通して交流を図っています。

また、平成23(2011)年には、東日本大震災を契機として、相互援助の協力体制を確立するため、災害時相互援助に関する協定を締結しました。

今後は、新たな自治体との交流を推進するとともに、交流による地域活性化の視点から、商店街の交流などの市民レベルの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていく必要があります。

【基本方針】

国際交流・地域間交流を行うことにより、異なった習慣や文化を相互に理解し、相手の立場を認める心が育まれる社会の実現を目指します。

姉妹都市であるドイツ・ポッパルト市との交流を深めていくとともに、市内の国際交流活動を行っている団体を支援することにより、市民が主体となった国際交流の充実を図ります。

また、杉並区をはじめとする多くの自治体との交流を活性化し、青梅の魅力を積極的に発信するなど相互交流の拡大を図ります。

※ホストタウン：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を国が登録するしくみのこと。

【基本施策】

(1) 国際交流の促進

青少年友好親善使節団の派遣と受入の充実を図り、ドイツ・ボツパルト市との姉妹都市交流を推進するとともに、国際交流を行っている団体の支援を行い、市民主体の国際交流活動を促進します。

また、市内に住んでいる外国人に対し、生活情報や行政情報の提供を行い、住みよい環境づくりに努めるとともに、日本語講座を開催し社会参加を促進します。

さらに、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベント等を通じた交流に加え、ホストタウン登録など東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした交流活動を促進します。

(2) 地域間交流の促進

交流協定を締結した杉並区との相互交流を充実するとともに、青梅の魅力を発信する地域資源を生かしたイベントの充実や梅サミットなどの地域間交流活動の拡大を図ります。

さらに、杉並区と交流のある自治体との交流や多摩川流域の地域間交流の検討など新たな自治体との交流を推進し、スポーツ、文化、イベントなど様々な機会を通じて交流の輪を広げ、災害時には相互に援助し、自治体間だけではなく市民同士の心がつながり合える交流を目指します。



ボツパルト市青少年友好親善使節団